

公益財団法人加藤記念バイオサイエンス振興財団

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人加藤記念バイオサイエンス振興財団（以下「本財団」という）の定款第18条及び第36条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、下記の用語はそれぞれ次の意味を有する。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、その名称の如何を問わず、職務遂行の対価として受け取る財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の執行に当たって必要となるもので、交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 常勤役員には、月例報酬を支給する。

- 2 非常勤役員には、理事会出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。
- 3 評議員には、評議員会出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。
- 4 役員及び評議員に対し、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬額)

第4条 常勤役員の月例報酬額は50万円（年額600万円）を限度とし、評議員会で定める。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬額は、一人1日当たり5万円を限度とし、評議員会で定める。

(費用)

第5条 常勤役員の通勤費用は、本財団職員の通勤手当の基準に準じて支給する。

- 2 常勤役員、非常勤役員及び評議員がその職務の執行に当たって支出し又は負担した費用は、請求のあった日から遅滞なく支給する。
- 3 前2項の費用で前払いを要するものについては、前もって支給することができる。

(支給方法)

第6条 報酬及び費用は、金融機関口座への振込み又は現金で支給する。

2 報酬は法令の定めにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 本財団は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項の規定により、この規程を公表する。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、評議員会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。